

## 中小企業再生支援融資

京都府及び京都市では、厳しい経営環境の中で健闘している府内中小企業等の経営の再生に必要な資金を融資する制度を実施していますので御活用ください。

融資対象となる方	<p>◆京都府内に営業所又は事業所があり、府内で1年以上継続して同一事業を行っている中小企業者又は組合の方で、次の両方の要件を満たす方</p> <p>① 経営の安定に支障をきたしているが、再生の可能性が高く、経営者が自社の再生に強い意志を持った方</p> <p>② 取扱金融機関又は京都府中小企業再生支援協議会の支援を得て再生計画を作成した方</p> <p>〔留意事項〕</p> <p>※1 御利用にあたっては、下記取扱金融機関の支援が必ず必要となりますので、まずもって、取扱金融機関へ御相談ください。</p> <p>※2 融資手続において、京都府中小企業再生支援協議会内に設置の「企業再生委員会」における協議を経る必要があります。 〔なお、「企業再生委員会」への協議は、取扱金融機関から行いますので、申込者自身が行う必要はありません。〕</p> <p>※3 融資実行後は、取扱金融機関による経営モニタリングを受けていただく必要があります。</p>
資金使途	◆経営の再生に必要な資金（運転資金、設備資金）
融資期間等	◆10年以内（必要に応じ1年以内の据置可） ※特に必要と認められた場合は20年以内
融資利率	◆取扱金融機関の所定利率
融資限度額	◆2億円 ※セーフティネット保証（景気対応緊急保証含む）の認定を受けた方は、別枠の利用が可能
担保・保証人	◆保証協会の保証が必要 <原則無担保、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要>
相談・受付金融機関	◆本融資の取扱金融機関 〔京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、 商工中金〕

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。